

投資信託説明書(交付目論見書)

2011年1月8日

短期豪ドル債オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------------|--------------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 高格付債)) | 年12回 (毎月) | オセアニア | ファミリー ファンド | なし |

商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分に読みくださいますようお願い申し上げます。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う短期豪ドル債オープン(毎月分配型)の募集については、発行者である大和住銀投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成22年7月7日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月20日、平成22年8月2日、平成22年9月15日、平成22年11月1日、平成22年11月19日、平成22年12月1日および平成23年1月7日に関東財務局長に提出しております。

委託会社等の情報

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

大和住銀投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第353号

設立年月日：1973年6月1日

資本金：20億円(2010年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

2兆5,844億円(2010年11月末現在)

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

<インターネットホームページ>

<http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先>

受付窓口：(電話番号)0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments



ファンドの目的

当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、オーストラリア・ドル(豪ドル)建ての高格付けの公社債および短期金融商品に投資を行うことにより、安定的な利息収益の確保を目指して運用を行います。



ファンドの特色

1

主として短期豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、高格付けの豪ドル建ての公社債および短期金融商品へ実質的に投資することにより、安定した利息収益の確保を目指します。

●金利リスク

ファンド全体のデュレーションは、1年未満とします。

※残存期間が1年以上の公社債に投資する場合があります。

●信用リスク（クレジットリスク）

投資する有価証券は、原則として取得時において、長期格付けでシングルA格以上、短期格付けでA1/P1以上の格付けを取得しているものとします。

●為替リスク

当ファンドは、主として実質的に豪ドル建ての資産に投資しますので、為替変動により損失を被ることがあります。

※オーストラリア国外で発行される豪ドル建ての公社債に投資する場合があります。

2

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

3

毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

●決算日は、毎月の7日（休業日の場合は翌営業日）とします。

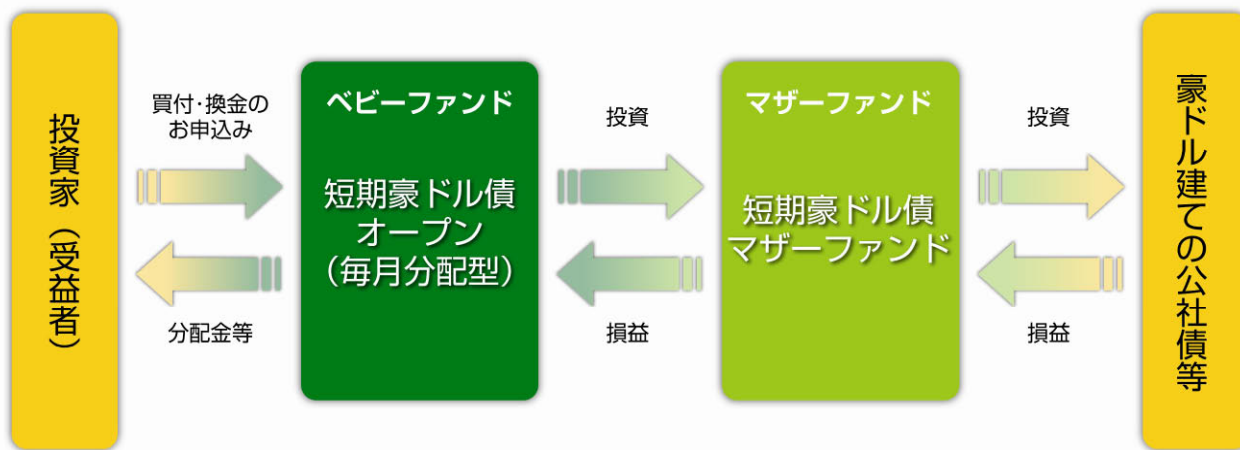
●分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

●収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。



4 運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（短期豪ドル債オープン（毎月分配型））とし、その資金をマザーファンド（短期豪ドル債マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◆主な投資制限

| 投資制限の対象 | 投資制限の内容 |
|-----------------|---|
| ■ 株式 | 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■ 新株引受権証券等 | 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■ 同一銘柄の株式 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■ 同一銘柄の新株引受権証券等 | 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■ 同一銘柄の転換社債等 | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| ■ 投資信託証券 | 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ■ 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 |

* 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。



- 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。



基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

| | |
|------------|--|
| 為替リスク | 当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |
| 金利変動に伴うリスク | 投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。 |
| 信用リスク | 投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |
| 流動性リスク | 実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |
| カントリーリスク | 投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 |



その他の留意点

- ・クーリング・オフについて
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

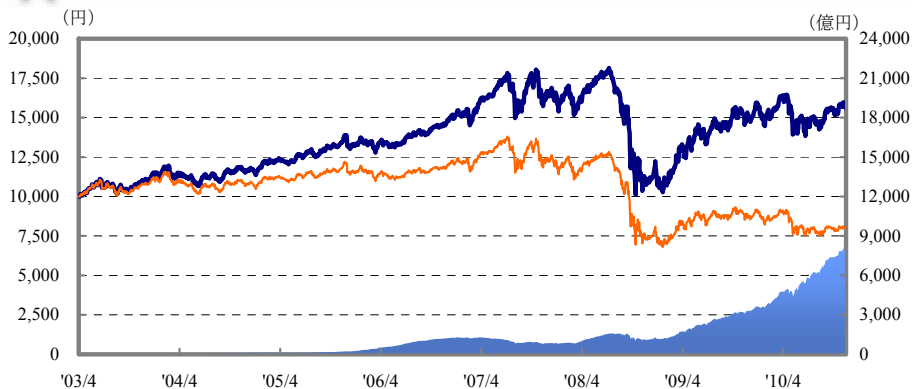


リスクの管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。



基準価額・純資産の推移



■ 純資産総額: 右目盛
 ■ 基準価額(信託報酬控除後): 左目盛
 ■ 基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算): 左目盛

*基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

| | |
|----------|--------|
| 2010年11月 | 100円 |
| 2010年10月 | 100円 |
| 2010年 9月 | 100円 |
| 2010年 8月 | 100円 |
| 2010年 7月 | 100円 |
| 直近1年間累計 | 1,200円 |
| 設定来累計 | 6,855円 |

*分配金は1万円当たり、税引前

主要な資産の状況

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---------------|--------|
| 短期豪ドル債マザーファンド | 100.1% |

■参考情報

短期豪ドル債マザーファンド

上位10銘柄

| 順位 | 投資銘柄 | 種別 | 投資比率 |
|----|--------------------------------------|------|------|
| 1 | EUROPEAN INVESTMENT BANK 7 01/24/12 | 特殊債券 | 4.3% |
| 2 | AUST & NZ BANKING GROUP FL 01/16/14 | 社債券 | 3.1% |
| 3 | COMMONWEALTH BANK AUST FL 12/19/11 | 社債券 | 3.1% |
| 4 | INTL FINANCE CORP 7.5 02/28/13 | 特殊債券 | 3.0% |
| 5 | AUST & NZ BANKING GROUP FL 01/16/12 | 社債券 | 2.7% |
| 6 | ASIAN DEVELOPMENT BANK 6 05/24/12 | 特殊債券 | 2.7% |
| 7 | ASIAN DEVELOPMENT BANK 6.25 06/15/11 | 特殊債券 | 2.7% |
| 8 | NATIONAL AUSTRALIA BANK FL 03/26/12 | 社債券 | 2.6% |
| 9 | KFW 7.5 08/26/11 | 特殊債券 | 2.6% |
| 10 | KFW 6.25 01/30/12 | 特殊債券 | 2.6% |

*投資比率は全て純資産総額対比

債券種別構成

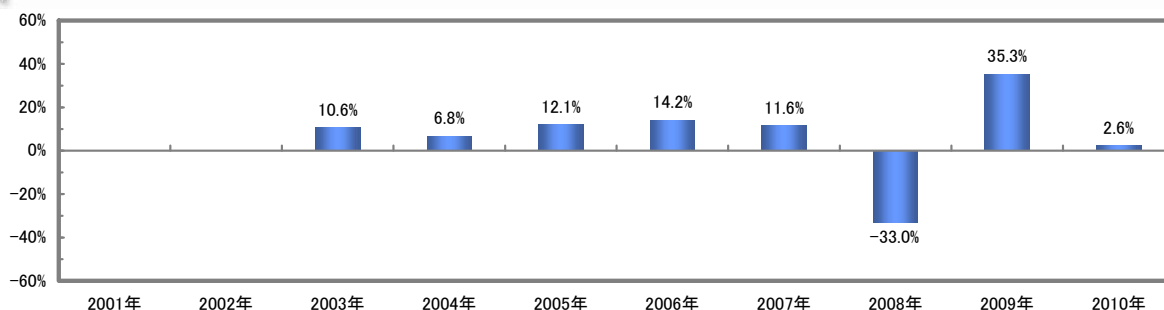
| 種別 | 投資比率 |
|-------|-------|
| 社債券 | 44.5% |
| 特殊債券 | 40.1% |
| 地方債証券 | 8.7% |
| 国債証券 | 2.6% |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

格付別構成

| 格付け | 投資比率 |
|-------|-------|
| A A A | 75.5% |
| A A | 20.1% |
| A | 0.2% |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

*格付けはS&P、Moody'sのうち、高い方の格付けを採用しております。

年間収益率の推移



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しています。但し、2003年は当初設定日(2003年04月18日)から年末までの収益率、2010年は11月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。



お申込みメモ

| | |
|-----------------------|---|
| 購入単位 | お申込みの販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円） |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | お申込みの販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | シドニー先物取引所の休業日と同日の場合はお申込みできません。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 平成22年7月8日から平成23年7月7日までです。 （申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。） |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止 及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限（平成15年4月18日設定） |
| 繰上償還 | 信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。 |
| 決算日 | 毎月7日（該当日が休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年12回の決算時に分配を行います。 * 分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 1兆5,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年4月、10月の7日（休業日の場合は、翌営業日）の決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

■購入時手数料 購入価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。
※詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

■信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

■運用管理費用（信託報酬） 毎日、信託財産の純資産総額に年率0.945%（税抜0.90%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は、原則として毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用（信託報酬）の配分>

| 販売会社別の取扱残高 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 1,000億円以下の部分 | 年率 0.462% (税抜 0.44%) | 年率 0.441% (税抜 0.42%) | 年率 0.042% (税抜 0.04%) |
| 1,000億円超 1,500億円以下の部分 | 年率 0.4095% (税抜 0.39%) | 年率 0.4935% (税抜 0.47%) | |
| 1,500億円超の部分 | 年率 0.357% (税抜 0.34%) | 年率 0.546% (税抜 0.52%) | |

■その他費用・手数料 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0105%（税抜0.0100%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末または信託終了時に信託財産から支払われます。その他、有価証券売買時の売買委託手数料、それらに対する消費税等相当額、組入資産の保管費用等は、取引または請求のつど、信託財産から支払われます。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10% |

- ・上記は、平成22年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments